



H19年度税制改正大綱シリーズ

相続時精算課税制度の自社株特例

いつの時代も子は親のすねをかじり、そして親は子のすねかじりにこたえようとするものです。すねかじりを加速する相続時精算課税制度に新たなメニューが加わりました。

I. 相続時精算課税制度

高齢化がすすむ中で、相続が生じなくても高齢者の保有する資産を子供たちに円滑に移転させるために、**相続時精算課税制度**が創設されています。

具体的には、**65歳以上の親から20歳以上の子供**への贈与について、贈与時点では軽減された贈与税を支払い、その後実際に相続が生じたときに精算をするというもので、今までの贈与税との選択制となります。

このしくみでは、贈与税がかからない**非課税枠がなんと2500万円**もあり、これを越える部分についても一律**20%の贈与税**がかかるだけで済みます。

II. 自社株の贈与に係る相続時精算課税制度

さらに、中小企業オーナー経営者から事業の後継者となる子に対する自社株の贈与の場合の特例が新たに設けられることとなりました。その**特例の内容**は次のとおりです。

- ・ 贈与者の年齢制限を65歳以上から60歳以上へと引き下げる
- ・ 非課税枠を2500万円から3000万円とする

III. 適用要件

この相続時精算課税制度の自社株特例を受けるための条件は次のとおりです。

- ・ 最初に贈与を受ける直前においてオーナー経営者(親)が当該法人の代表者であること
- ・ 最初に贈与を受ける年においてオーナー経営者(親)が法人の株式の50%超、議決権の50%超を有すること
- ・ 贈与後4年を経過する日(確認日)において、今度は贈与を受けた子が上記親の要件を満たすこと

すねかじりには、長い期間をかけた要件の確認が重要になりそうです。